

1月1日から

# 『伊予市個人情報保護条例』

が施行されます

「伊予市個人情報保護条例」は、皆さんの権利や利益を保護することを目的に、1月1日から施行されます。

この条例は、市が保有する個人情報についての適正な取扱方法や、皆さんがこの情報について開示、訂正や利用停止を請求できる権利などが定められています。



## 個人情報とは？

個人に関する情報で、この情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により、特定の個人を識別することができるものをいいます。

ほかの情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるとも含まれます。

### 個人情報の取り扱いについて

- 1、保有の制限  
利用目的を達成させるために必要な最小限の個人情報とします。
- 2、本人から取得  
原則として、本人から取得します。
- 3、利用目的の明示  
取得するときは、本人に対し利用目的を明らかにします。
- 4、思想等情報の取得の制限  
思想・信条・宗教や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。
- 5、正確性の確保  
事実と合致するように努めます。
- 6、安全確保の措置  
個人情報の漏えいなどの防

止のために必要な措置を講じます。

### 7、利用・提供の制限

原則として、利用目的以外に利用又は提供をしません。

### 8、オンライン結合による提供の制限

原則として、市以外のコンピュータと通信回路を用いた結合（市の保有する個人情報と市以外のものが随時入手できる状態にするものに限る。）による個人情報の提供はしません。ただし、法令にもとづくときや、公益上必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、提供することがあります。

### 開示・訂正・利用停止について

#### 1、開示請求

市の保有する自己（本人）の個人情報の開示を請求できます。

#### 2、不開示情報

①開示請求者の生命・健康・生活・財産を侵害するおそれがある情報

②開示請求者以外の個人に関する情報

③法人等に関する情報

④法令等により開示できない情報

⑤公共の安全等に関する情報

⑥国等関係情報

⑦公共の機関等の審議、検討又は協議に関する情報

⑧公共の機関が行う事務又は事業に関する情報

#### 3、訂正請求

開示を受けた本人の個人情報と事実でないときは、その訂正を請求できます。

#### 4、利用停止請求

開示を受けた本人の個人情報と条例に違反して保有・取得・利用・提供されているときは、その利用の停止・削除を請求できます。

#### 5、不服申し立て

開示・訂正・利用停止の決定について不服申し立てができたときは、審査会に諮問します。

### 開示請求について

請求できる人	市民に限らずだれでも請求できます。ただし、開示請求できる情報は本人の情報のみであり、たとえ配偶者であっても、本人以外の個人情報については、開示を請求することはできません。
請求方法	所定の開示請求書に必要事項を記入し、総務課又は各地域事務所総務調整課へ提出してください。運転免許証などの本人を確認できるものの提示が必要です。
開示の決定等	原則として、請求があった日から起算して15日以内に開示・不開示を決定し、通知します。
費用	開示の手数料は無料です。ただし、写しの交付を受ける場合は、写しの作成および送付に要する費用が必要です。 《例》A3白黒コピー 1枚につき10円、A3カラーコピー 1枚につき80円など

### 問い合わせ

総務課（内線508）へ。